

難に導き、學習意慾及び學習習慣の減少、學力の偏頗、並びに減退、社會性の歪曲的發達並に不調整によつて彼等を問題兒童とする條件が生ずる場合の多い事は、上述の出席率Bグループの實例によつても知られる通りである。これらの兒童の正規學級への編入は、徒らに正規學級の秩序を困難に導く場合が多い。従つてこれを特殊補習學級として運營する工夫が必要ではないであろうか。

この學級に編入されるものは、經濟的理由によるものに限らない。それは嫌學或ひは病弱等、その他、正常に豫測され難い災害などによつて進學の遲滯をみたことによつて、正規學級への復歸を嫌惡する兒童をも救濟することが出来る。それは精薄兒童級ではないが、これとも連絡をとる必要が起るであろうから、養護學級的空氣をもつて運營することが正しいと思われる。

それはかつて存在した貧民小學の如き中學校簡易科であつてはいけない。又、定時性高校の如き獨立性をもつたものであつてはいけない。この事は教育の機會均等を階層的に差別することになる。又、青年學級的な自由性をもつてはいけない。それは特に出席率Bグループに對する特別カリキュラムによる指導でなくてはならない。従つて、その運營については、民生關係、警察關係、勞働關係よりの援助と助言とを必要とする事が多いであろう。

(iv) この特殊補習學級の運營は、一學級三十名を越えてはいけない。その擔當教官は學校社會福祉主事として社會福祉技術を修得している特別職員としてその定員は枠外措置となればならない。この學級は正規晝間學級の補助的措置であるが、それは學校の特別奉仕施設であつて、該當生徒の在籍責任は、當然、晝間正規學級になくてはならない。それは、正規學級在籍のまま、その學級擔任或ひは、その在籍學校長より、該當兒童の寄託を受けて、この學級は編成される。幸ひにして、還境條件、或ひは人格條件の改善によつて、正規學級に復歸することも可能とする。その條件の改善されない場合に於ても、時に應じて、その生徒の狀況については相互に連絡報告されるのである。

## ② 家庭訪問教師（學校社會福祉主事）の設置

家庭訪問教師と類似の形體として、養護教諭、或ひは職業補導主事、保健主事などが存在している。補導主事として、心理的なカウンセラー（counsellor 相談主事）或ひは社會的なディーン（dean）のおかれている所もあるが、學校社會福祉主事は、出席督勵員と社會福祉主事をかねる性格のものとして考えられねばならない。學校外の存在として兒童福祉司の設置を見ているが、學校外存在として考える場合に於いても、就學困難條件排除のための特別職員の設定が必要であるし、學校内存在として考える場合に於いては、夜間學級から自然發生を見つつある特殊補習學級形態の擔當者に、この家庭訪問教師の姿を發見するのである。

るパン箱を七箱も八箱も自転車に積んで雨にぬれてしょぼしょぼと配達しているのである。彼の性質は温順である。然し、彼の素質検査は、彼の晝間學級編入を樂觀してみることを許さないものがある。YGテストは、彼が不活潑で思慮に乏しく、呑氣でなく、氣分は一本調子であると言つてゐる。ロールシャツハも、彼が情意に乏しく、受動的で自發性を缺き、社會適應性は低く、神經症が疑われると言つてゐる。彼はこの素質検査から判断すると、かけらうの如き影の薄い善良な人物である。彼の出席率59.6%は、晝間學級に編入されても少しも向上されていない。彼の四月以後の出席率は35.78%に過ぎなく、むしろ悪化している。

	出席スペキ日數	出席日數	缺席日數	缺課
4月—7月	86日	29日	57日	29
9月	23	10	13	—
計	109	39	70	29
出席率 35.78%				

彼の成績評價は1或は2であるといふ。彼は新しい晝間正規學級に適應しているとは思えない。注意を要するケースである。

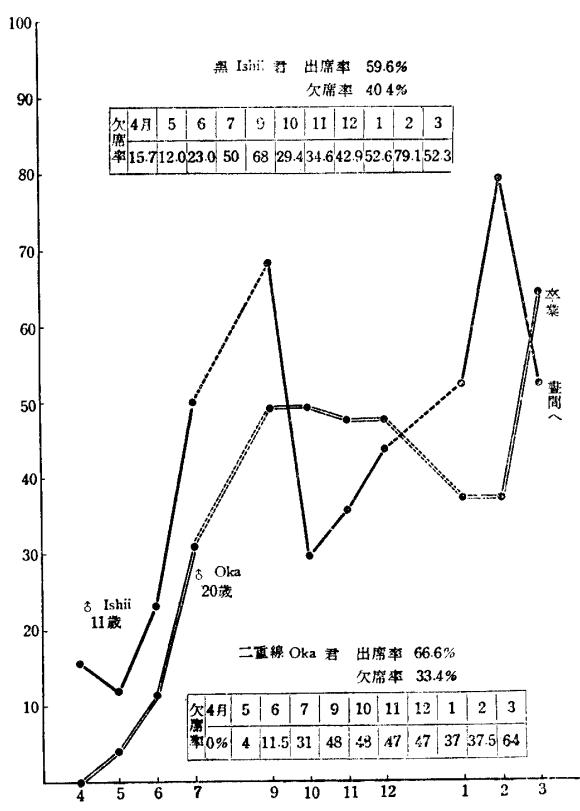
#### IV. 夜間中學を強化するための一私案

夜間中學を強化する方法は、私見によると學校社會事業的方法の應用である。その一つは、夜間中學を特殊補習學級として強化する方法であり、その二は家庭訪問教師（學校社會福祉主事）の設置である。

##### ① 特殊補習學級としての法制化

(1) 學校教育法第二十五條及び第六章「特殊教育」の一部改正である。「經濟的理由による就學困難と認められる學令兒童の保護者に對しては、市町村は、必要な援助を與えなければならない。」との規定が二十五條にあるが、兒童自體に對する援助規定はない。以上の規定によつて父兄に對する援助は、教育扶助或ひは就學獎勵費によつて實施されているが、これによつて兒童（特に年少勞働力を有する中學生の場合）の就學を確保する事は困難な事實である。これらの兒童の保護者の教育への理解は乏しく、教育扶助の小額は彼等を少しも拘束しない。勞働基準法の除外規定（第56條及第60條）が存在する限り、學校教育法第91條の罰則が例令施行せられるとしても、家内勞働、企細企業を日本經濟機構の底に許るしている限りにおいて、有名無實となる。これは學校教育法第二十五條の一部を改正して、即ち「……學令兒童並びにその保護者に對して……」と改めることができれば、夜間學級を闇のものとせず、兒童に對する直接の援助形態として運營する法的根據を持ち得るであろう。

(2) 夜間學級の運營は、特殊補習學級として、學校教育法第六章「特殊教育」に含めることが出来ればよいと思う。就學困難兒童は家計困難、或ひは缺損家庭のために、家内勞働これに類する零細企業或ひは家事援助に從事しているから、この事は、彼等の正規の學習活動を困



第十一圖 問題別缺席率變化表〔労働關係〕

る。これは年末を控えての工場の超過勤務が通學に支障を來したのである。

Ishi 君は11才であつて、この年令において、又、本人の體格の貧弱さから考へても、同君が年少労働に從事することは、児童の福祉の上から、虐待の一例とも考へられるものである。彼の出席率は 59.6% であつて、その缺席は九月と二月にもつとも悪化している。彼はめだたぬ社會沈澱層の中にしばしば起る社會劇の登場人物の一人である。彼の一家は名古屋に於て戰災に偶ひ、焼け出され、洋服商をしていた夫を病氣で失ひ、母は幼なかつた彼と彼の兄をかかえ更に、妊娠中であつた。母は生活に困り、昭和23年、女子の誕生と共に、か弱い身體をむちうち、京都山科の知人を頼つたが、山科から伏見へ抜ける山道を母子でさまよいつつ、遂に途上の竹藪の中に倒れてしまつたのである。幸ひにして附近の人の同情を得て、パンとうどんの行商を續け、更に生活保護を受けて、更生に努力した。母は母子資金貸付によつて、自轉車を手に入れることが出来、漸次、生活を向上させ、29年5月、遂に生活保護辭退を申出で、更に10月には未亡人會の表彰を受けるに至つた更生家庭である。かくて彼も29年4月以降は、夜間中學から正規の晝間學級に編入されることを申出でて、現在、晝間學級に在籍中である。以上のことで、この記述を終るならば、それは幸福なハッピイ・エンドであろう。

然しながら、彼の年少労働は未だ終るほどに、彼の家庭の經濟状態は向上しているのではない。彼の一家の生活費は、一人當月 3,000 圓の生活であることが、民生安定所に報告されているから、それは月 2,000 圓の生活保護水準から考へて、あきらかに、ボーダーライン家庭である。彼は貧弱な體格でありながら、午前 4 時に起床しなければならない。彼の背丈の二倍もあ

Oka 君は出席率 66.6% であり、20才という年令超過者であつて、電氣器具製作工であつて、月給 7,000 圓を取り、年少労働者というよりは一般の社會人とも言える生徒であるが、戰時中及戰後の學制の急變のために苦惱した青年である。このような生徒を夜間學生の中に見出すことも、一つの大きな特色である。彼等は、定時制高校入學の年令でありながら、夜間中學には入ることを、第一段階として甘受している點において、年少労働者の性格を持つのである。本人は叔父の家に寄宿しているが、特に家庭環境の上にも、素質の上にも、特筆すべきものはないが、出席率はよくない。唯、その缺席率において注意せられるのは、四月の入學以來、七月まで出席が漸次悪化しているが、九月より二月まで、その缺席が一定の安定度を保つてゐることであ

り、孤児であるという悪環境にありながら、社會適應力を充分に持つていることが感じられた。彼女が夜間中學の卒業生としての卒業證書を得た事は、制度の缺陷が本人の將來を拘束する事のなかつた一例として喜ぶべき事である。本人は將來、夜間中學の存在に對して恐らく好意を感じる事と思われる。

文 學 報 本事件は、S子とK子が、同じ中學卒業の男子の友人二名と語つて、映畫館、百貨店、公園とさまよひ歩き、パトロールに警告を受け、一應、電車で、歸宅の方向を辿つたが、京都驛前に至り、四人は旅館には入り、一夜を語り明し、東京行を計畫したが、旅費を充分に持合さず、翌朝、空腹をおぼえて、パンを買い求めに外出した處を、心配している家人に發見されて、つれ戻された桃色遊戯事件の一例である。この事件の發生したのが、六月初旬であり、缺席率は五月末より漸次高まり、六月に至つて最高に達していることが示されている。

#### (二) 年少労働による影響の感じられる實例

(第十四表及び第十一圖参照)

第十四表 出席率Bグループ (年少労働による影響の著しく感じられる例)

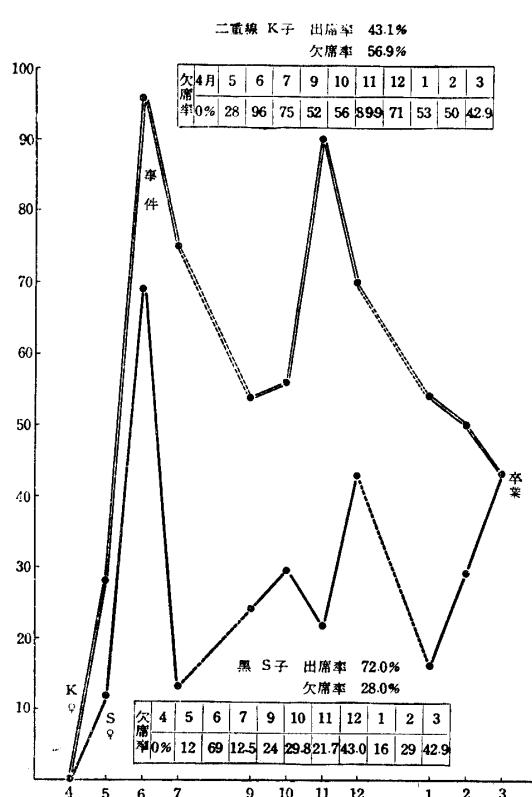
生徒		Ishi 君出席率 (59.6%)	Oka 君出席率 (66.6%)
A (社會環境)	本人事項	11歳 パン配達 (月給2,000圓) 朝4時半起床七箱八箱ヲ自轉車ニツム、午後ハ集金ヲスル 29年4月ヨリ書問學級=復帰	20歳年齢超過者 電氣器具製作職工 (月給7,000圓) 夜間學級ヲ卒業 (戰時中、戰後ノ學制變化ニヨッテ中學卒業ノ資格ナキニ苦シム)
	生活狀況	母ハ生活保護ヲ29年5月以降辭退 (一人當生活費月3,000圓) 29年10月未亡人會表彰	生活ニハ別ニ困ラナイ、
	家庭事情	名古屋ニテ戰災、一家放浪、野宿カラ立直ル。父死亡、母未亡人、兄、妹	父母ハ四國ニ現在スル、叔父ノ家ニ寄寓。
	缺席理由	「何ンダカ勉強シタクナクナッタ」(九月)	「工場ガ忙シイ」(二學期)
	缺席率	4月 5 6 7 9 10 11 12 15.7% 12.0 23.0 50.0 <b>68.0</b> 29.4 34.6 42.9 1 2 3 52.6 <b>79.1</b> 52.3	4 5 6 7 9 10 11 12 0 4 11.5 31 48 48 47 47 1 2 3 37 37.5 64
	知能	I.Q. .98	99
B (素質)	V.G. テスト	不活潑、氣分不變、香氣デナイ、無思慮	社會的、指導的、自信ガ強スギル、協調性ヲ欠ク
	ロールシヤッハ	情意ノ動キニ乏シイ、受動的自發性ヲ欠ク。社會適應性低シ。神經症ガ疑ワレル (Neurosis)	外向型
	クレペリン	b (f)	b (f)
一四	友人關係 ソシオグラム	不明	一名親友
	事後補導 (書問學級に編入後)	一學期 86日 出席 29日 缺席 57日 缺課 29 二學期(9月)23日 10 13 計 109日 39 70 出席率 ..... <b>35.78%</b> 成績 1.2.1.2 性質ハヨイ。	

## (iv) 桃色遊戯事件の女生徒 S 子と K 子

(第十三表及び第十圖参照)

第十三表 出席率Bグループ (iv) 桃色遊戯事件

生徒		S子出席率 (72.0%)												K子出席率 (43.1%)											
A (社會環境)	本人事項	15歳、メータ製造工場通勤												六月事件發生以來、學校ニヨリツカナカッタガ、一月頃ヨリ卒業ヲ求メテ、擔任ニ熱心ニ接近シテ出席率ヲ急カーブニ向上サセタ。											
	生活状況	通學定期券補助ヲ學校ヨリ毎月100圓ウケテイル												兩親ナシ、兄モ夜間卒業、現在、定時制高校進學中、晝間ハ荷物運搬(收入￥5,000)妹モ夜間ニ通學中											
	家庭事情	母ハ未亡人、母ニ情夫アリ												六月ハ26日授業日ノ内一日出席シタニトドマル											
	缺席理由	六月事件發生出席率31%												六月ハ26日授業日ノ内一日出席シタニトドマル											
	缺席率	4月	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	4月	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	4月	
B (素質)	知能	I.Q.82												不明											
	Y.G. テスト																								
	ロールシヤッハ	特ニ問題ナシ、内省力ニ劣ル												未施行(缺席ニテ機會が得ラレナイ)											
	クレペリン	C																							
	友人関係	ソシオグラム 親友一名																							



第十圖 問題別缺席率變化表〔問題行爲〕

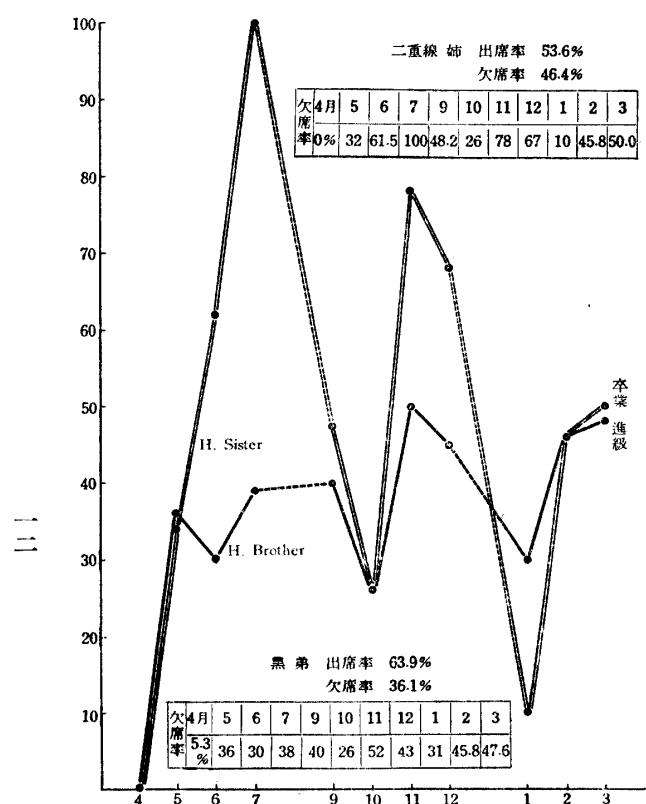
S子は出席率72%である。家庭環境は母は寡婦であり、且つ情夫をもつてゐるという缺損状態である。素質に於ては、内省力を缺く程度であつて、本事件が起らなかつたならば、出席はもつと向上していたと思われる點もあるが、矢張、ある程度の個人的指導を必要とする生徒である。K子は出席率43.1%に過ぎず、兩親をもたず兄も亦、夜間中學の卒業生であり、妹も亦、夜間中學に在學中である。事件發生以後は殆んど、學校によりつかぬが、決して學校を放棄したのではなく、時々出席して學校との縁をきらなないように努め、一月頃からは、卒業を求めて、擔任に熱心に接近し、出席を急カーブに向上させた。本人の素質検査は遂にこれをなす機會を失つた事は残念であるが、面接質問による機會を得た時の印象では、極めて明朗な生徒であ

(口) 姉弟に於ける出席状態の相違

(第十二表及び第九圖参照)

第十二表 出席率Bグループ (口) (姉弟に於ける出)

人 文 學 報 (社會環境)	生徒	H. 姉 出席率 (53.6%) 29年3月卒業	H. 弟 出席率 (63.9%) 二年ニ進級
A	本人事項	15歳, スルメ加工 (月給 1,500圓)	12歳, 豆腐屋ニトメル (月給 2,700圓)
	生活状況	父以前失業中ニ生活保護ヲ受ケテイタ, 現在モ, 小學校ノ弟ハ學校給食ノ扶助ハ受ケテイル。月一人當生活費 (2,435圓)	
	家庭事情	父親ハ染工場ノ職工, 近所ノ者ハ親子デ花見ニユクコトガアルトテ批難スル。	
	缺席理由		仕事ノ忙シトキ
缺席率	4月 5 6 7 9 10 11 12 1 2 3	4月 5 6 7 9 10 11 12 1 2 3	
	0% 32 61.5 100 48.2 26 78 67 10 45.8 50.0	0% 32 61.5 100 48.2 26 78 67 10 45.8 50.0	
B	知能	I.Q.78	I.Q.74
	Y.G. テスト	抑鬱的, 劣等感アリ。慾求不満	侵攻性アリ, 男性的
	ロールシャッハ	抑鬱的神經症ノ疑, 劣等感アリ。正當ナ侵攻性ナク, 自主性ナク, 孤立シガチ。	資質的ニ異常ナシ, ヤヤ即行的
	クレペリン	c	d
友人関係 (ソシオ) (グラム)	孤立, 友人ナシ		親友ナシ遊ビ友達程度ノ者アリ



このHという姉弟は兩親とも存在し、一應の生活力をもつていながら、その社會適應力は、かげろうの如き影の薄い家庭である。姉の出席率は53.6%であり、弟のそれは63.9%である。その缺席變化表を一覽すれば明瞭な如く、姉の出缺は甚しく起伏があるのに對して、弟の出缺は、或る安定度が感じられる事である。この事は素質検査によつて明瞭にその差違が指摘される。即ち姉は抑鬱的神經症を持ち、正當な侵攻性がなく、友人も全くなく孤立状態にあるのに、弟にはそうした異常性が認められない事である。姉に對する指導は、先ず心理的情緒的な方面に、重點がおかれて、その後に、社會環境に對する指導が行われる事になるのではなかろうか。

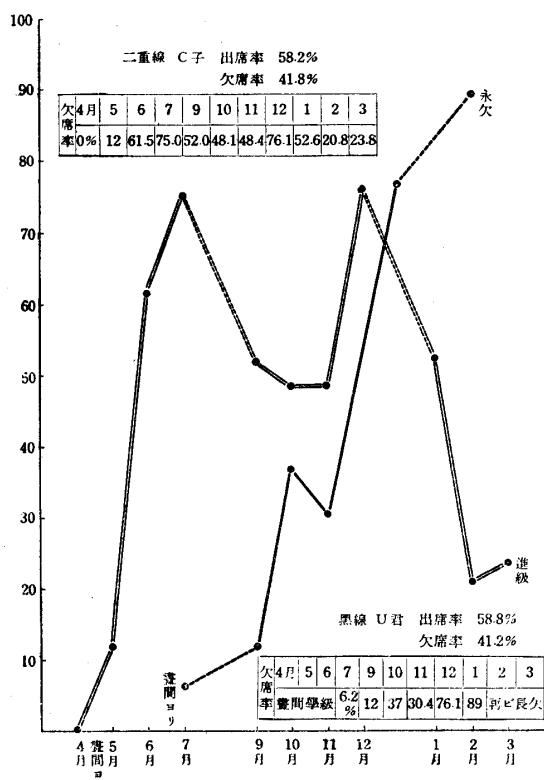
第九圖 問題別缺席率變化表 [姉弟]

① 薫間學級から移管されたC子とU君。

(第十一表及び欠席率變化表第八圖参照)

第十一表 出席率Bグループ ④ (薫間學級ヨリ移) (管セラレタ生徒)

生徒		C子出席率(58.2%) 修學繼續中	U君出席率(58.8%) 脱落	
A (社會環境)	本人事項	14歳、ナイロン財布つくり 祇園ノ養女タリシコトガアッタガ、性行上 ノコトカラ實家ニ歸サレタ。		17歳、年齢超過者、捺染會社ニツメル薫 間ヨリ轉級シタガ、再び長缺ニオチイリ、 ソノ後、事情不明デアル。野球ヲ好ム。
	生活状況	生活保護ヲ受ク一人當生活費〔2,010圓〕		
	家庭事情	(父ハ結核ニテ長期入院(醫療扶助)母ハ大 阪=外勤(食糧手帳ハ轉出登録)姉16歳モ 夜間中學卒業、現在世帯年長者、近所ニ夜 間中學在學生一名アリ、弟1名、妹1名)		
	欠席理由	仕事ノ忙シトイキ		薫ノ先生ト喧嘩シタノデ薫ノ學校ニユキタ クナイ。「學校ハアホラシイ」七月ヨリ一 月マテ繼續登校、後、長缺
	欠席率	4月 5 6 7 9 10 11 12 1 2 3 0% 12 61.5 75.0 52.0 48.1 48.4 76.1 52.6 20.8 23.8	進學	7月 9 10 11 12 1 6.2% 12 37 30.4 76.1 89.0 長缺
B (素質)	知能	I.Q.67? (他ノ検査ニヨッテコノ測定ハ) (誤ッテイル様ニ思ワレル)	I.Q.104	
	Y.G.テスト	主觀的、活動性、指導性アリ。呑氣、慾求 不満アリ。	不明	
	ロールシャッハ	還境カラノ壓力ヲ感ジテイル	不明	
	クレペリン	C	不明	
	友人關係 (ソシオ グラム)	友人三名(近所ノ夜間中學生1名)	不明	



第八圖 問題別缺席率變化表 [薫間ヨリ]

C子(出席率58.2%)は夜間に移管された時は、出席もよかつたが、祇園の茶屋の養女であつた彼女が性行上の不適應のため養家から實家に歸された事の起つたためもあつてか、缺席が六月七月に多くなつた。三學期よりは進級をねらつた爲か、出席率が向上している。本人は比較的明るい性格であるので、何んとか環境を持ち應えているが、その社會環境は別表の示すごとく、最悪の危険状態にあり、最大の指導を必要とすると思われる。

U君(出席率58.8%)は七月以降、薫間學級の擔任を嫌つて移管されたものであるが、その出席は月々に悪化し、缺席變化表の示す通り、二月以降、再び長缺におち入つてしまつた。U君が喜んで再歸する學級として夜間中學を強化したい氣持が切實に湧いてくる。

學は恐らく困難はなかつたかと同情させられる。しかし、缺損に伴う生活環境の困難が、彼等に年少労働、或ひは家事労働を強ひることとなり、これを避けがたいものとしているのである。これらの児童に対する教育指導は、晝間の指導と同じカリキュラムによる事が正しいであろう。更に年少労働の技能化、或ひは家事労働の合理化に、指導が向けられるならば、児童の福祉は一層増進される事であろう。

② 晝間生に於ける出席率90%以下の生徒

比較を行う必要から、これが實例の一覧表を第十表として掲げた。ケースに関する調査條件報を充分に具備していないので、この段階ではこれに対する指導計画はたてがたいが、その中二件（男女各一件）は、夜間學級に移管されている。従つて、これに対する、やや詳細な調査は出席率Bグループの項に於いて述べる。永缺の他の男子一名女子二名については、一應の手はうたれたが、それは追求されることなく、その状態は不明のままである。通學指導を受けている生徒の中の一名は、不良性の故に少年補導所のケースワークを受けた。

第十表 晝間中學生の出席率（90%以下のもの）

生徒	家庭	本人	出席率	I.Q.	Y.G.テスト	友人
男 N	繼母、（實母ハ生存シテ北海道ニアリ） 家業ハパン配達	少年補導所ノ補導ヲ受ケタ 高校進學セズ就職希望	88.7 特ニ1學期ニ於ケル低下ノタメデアル	93	反省力ヲ缺ク正當ナ侵攻性ナシ	普通
男 Y		怠惰	76.9			
男 M		怠惰ト胸部疾患	77.3			
女 T	母、日傭	赤ちゃんのお守	62.2			

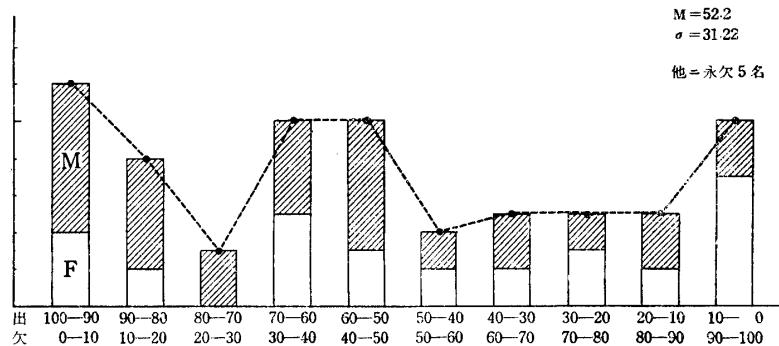
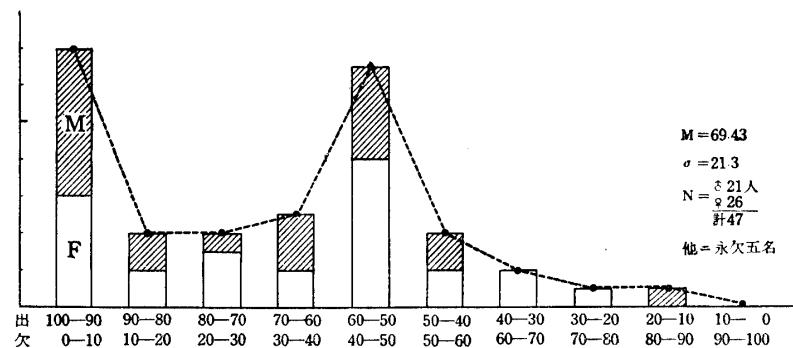
コノ他ニ

永缺 男子二名（一名 a君ハ夜間中學ニ7月以降轉ジタガ、1月以降再び長欠トナル。  
夜間中學出席率Bグループ参照）

女子三名（一名 c子ハ夜間中學ニ4月以降轉ジタ、不適應現象ヲ持続シタガ、  
努力ニヨッテ進級出來タ、出席率Bグループ参照。他ノ一名ハ所在  
不明ノママ年少労働ニ從事シテイルトノ噂サアリ）。

③ 出席率Bグループに屬する生徒

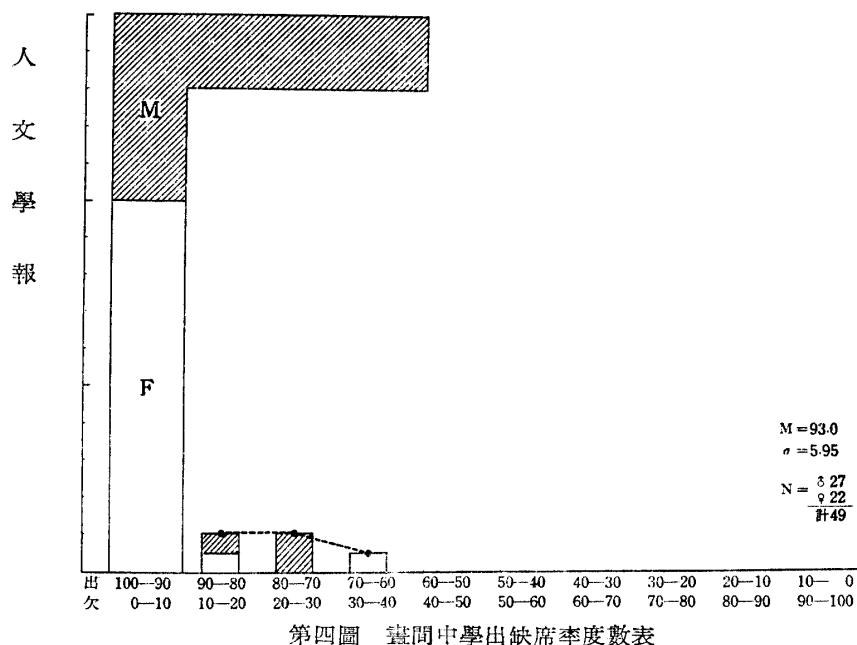
出席率Bグループに屬する生徒は、出席率70—50%以下のものであつて、尙、學習繼續を希望し、學校生活は楽しいと答えていいるものである。彼等の樂しさは、家庭環境或ひは職場環境の抑壓からの解放であろうが、この事の故に、夜間學級の設置が必要であるとも云える。彼等の中には、行事的集團學習或ひは、好きな先生の學習にのみ出席するものもある。これらの事は、恐らく晝間學級に於ては決して許容せられる所のないものであつて、夜間學級に吸收される事がない時は、恐らくは、これらBグループに屬するものは、義務教育の圈外に放出されて、社會の底に沈没し、自他ともに、社會の害惡となるを避けがたきものとなるに至るやもしれないのである。



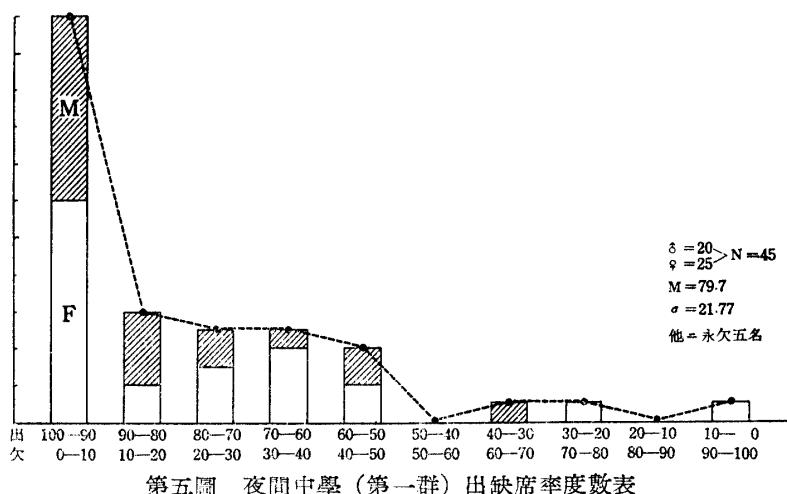
第九表 出席率 A グループに属する生徒一覽

生徒	家庭	本人職業	年齢	出席率	I.Q.	Y.G.テスト	ロールシャッハ	友人
男1. Ara	父ナシ、母牧場日傭、妹モ夜間中學	農具鍛冶徒弟	14歳	100%	100	指導的ナレド協調性カキヤヤ思慮ニ乏シ	正常 ヤヤ劣等感アリ	普通
男2. End	蔬菜加工	家業手傳	15	98.4	99	指導的ナレド協調性カキヤヤ思慮ニ乏シ	日常生活面ノ知能ニスグレ常識アリ	多シ
男3. Kei	母、姉ト共ニ、義兄ノ世話ニナル	フスマ金具製造	14	96.3	88	内向的、自己分析抑鬱的、不活潑	ヤヤ批判力ヲ缺キ獨創性ナシ	普通
男4. Yoshi	父、病氣、生活保護ヲウク	友禪工	16	90.9	98	抑鬱的	抑鬱的、神經質ナ面ガ見ラレ、他人ニ頗ツタリ、交際ヲ求メルヨリモ自分ニ生キル	アマリナシ
男5. Kawa	(老人) 親子二人生活保護ヲウケル	中央魚市場午前4時起床	17	98.8	90	ハニカミヤ指導性ニ乏シ	ヤヤ術學的、對人的優越性ヲ求メル	多シ
女6. Sai子	父ナシ、母仲居姉、螢光燈工場兄、電話局	乾電池ハンダヅケ	15	92.1	75	劣等感ナシ	正常、生活範囲ガ狭少デアル	多シ
女7. Yo子	父、蠶毛工場母、日傭	留守番	14	96.4	90	特ニナシ	年齢相應ノ成熟性ナシ、外向型、理論的知能ニ乏シ	少シ
女8. Ara子	上述ノ No. 1 ガ兄ニアタル	留守番	12	96.8	86	オ人ヨシ	病的ナ處ハナイガ生活ヘノ興味乏シ	普通
女9. Oku子	父ナシ、母ハ大阪ニ出張書籍外交員ニテ晚ク歸ル、兄モ勤メル、妹アリ	留守番	12	99.6	73	ヤヤ男ッボイ	知能低ク、興味ノ範圍ガ限ラレティル	普通

違うが、（藤91.8%：鳥48.9%）90%以下の状態が夜間に於ては晝間の軽微を擴大せるが如く見られることである（第四圖及第五圖比較）。



(3) 第二群及び第三群に於ける度数分布は、第二群に於ては 100—90% と 60—50% に於いて二つの顯著な山をつくり、第三群に於ては 100—90% と 70—60% 並に 60—50% に於て、類似の山をつくり、更に 10—0% に於て、第三の山をつくりつてある。この事は第一群の 100—90% の山と共に、出席に關して、100—90% の A グループと 60% 前後の B グループの異質的なものが同時に存在している事を知ることである。（第六圖及第七圖比較）



更に在籍生の出入の激しさも亦、注意させられる所である。藤森中の一例をとるならば、28年4月在籍33名に對し、年度未在籍32名はその間大きな異動を見なかつた様に見えるが、實は

17名の脱落と16名の新編入があつたものであつて、實際の取扱人員は50名に及んでおり、その煩雜は察するにあまりある。

以上の事實は、夜間中學の出席指導に關して、A グループと B グループに關して異なる考慮を必要とするものある事を知る。

### ① 出席率A グループに屬する生徒

標記について出席率 100—90% の生徒のケース・スタディを藤森中について實例をとるならば、第九表の示す通りである。これによつて見るならば、特に素質上に於いて問題となるものは發見されない。本人の生活環境より見ると、實例の 9 例の中、7 例までが、缺損家庭であることに、一驚するのである。もし、この缺損状態がなきときには、これらの兒童の晝間通

第七表 夜間學級出席率學校群別整理表 28年度平均

(28年4月—12月迄の計算による  
(別に研究者計算は4月—3月迄年間)

第一群 (80%以上)			第二群 (70%以上)			第三群 (70%以下)		
學校名	出席%	學校名	出席%	學校名	出席%			
朱	83.17	修	79.00	高	69.49			
北	81.17	洛	76.63	皆	66.36 [52.20]			
鳥	80.59 [79.70] 研究者計算	藤	75.92 [69.43] 研究者計算	陶	63.71 研究者計算			
九	80.15	嘉	73.73					
		山	73.22					
		近	72.62					
(調査対象地) (鳥) 西陣地域 (域の特性)		(藤) 一般零細地域 (含一部未解放地区)			(皆) 未解放地区が大きい			

第八表 學校群出席率による度数分布 [研究者直接調査整理29年4月—9月]

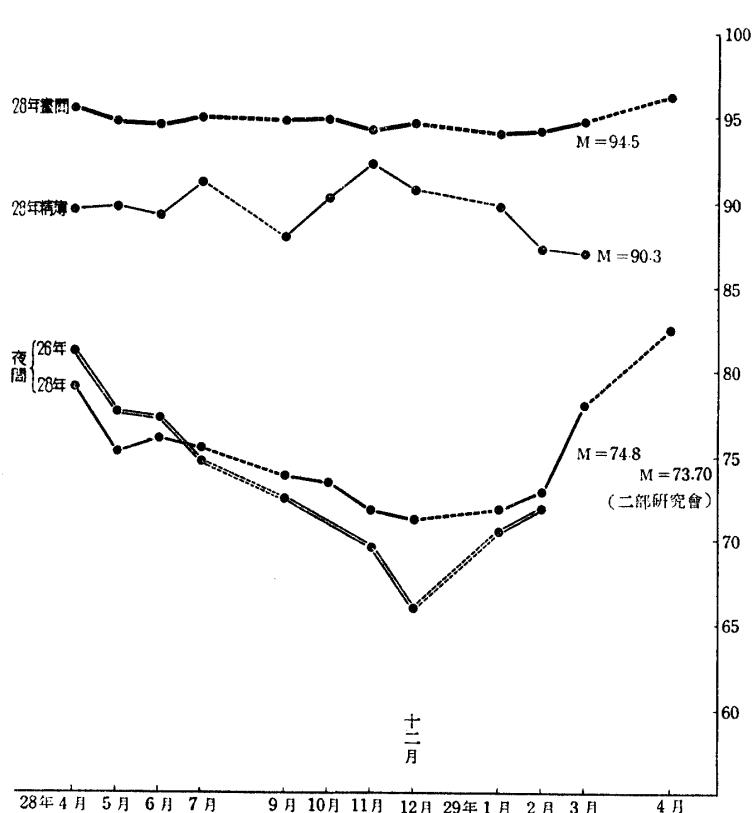
出席率	藤中, 曇間28年度生徒			鳥中, 夜間28年度			藤中, 夜間28年度			皆中, 夜間28年度						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
100—90	24	20	44	91.8%	10	12	22	48.9%	8	6	14	29.8%	8	4	12	16.6%
90—80	1	1	2	1σ	4	2	6		2	2	4		2	6	8	
80—70	2	0	2		2	3	5	1σ	1	3	4		3	0	3	
70—60	0	1	1		1	4	5		3	2	5	1σ	5	5	10	
60—50					2	2	4		5	8	13		3	7	10	1σ
50—40					0	0	0		1	2	3		2	2	4	
40—30					1	0	1		0	2	2		3	2	5	
30—20					0	1	1		0	1	1		2	3	5	
20—10					0	0	0		1	0	1		3	2	5	
10—0					0	1	1						3	7	10	
												他ニ 永久 5 轉學 2				
計	27	22	49	他ニ 長欠 5	20	25	45		21	26	47		34	38	72	他ニ 永久 5
M =			93.15		82.5	77.4	79.7		73.09	65.77	69.43		54.41	50.0	52.20	
$\sigma_M =$							± 3.24								± 3.68	
$\sigma =$			± 5.95	98.95	± 21.77	100			± 21.3	90.73			± 31.22	83.72		
				87.05			57.93			48.13				20.98		

以上によつて知り得た三つの事實は次の通りである。即ち、(1) 曙間中學に於いては出席率90%以上の生徒が91.8%を占めており、90%以下は微少であり、長缺(全缺)が5名あるが、これを問題外とすれば、曙間生の缺席は大きな關心となり得ない。然るに夜間に於ては、出席よりも缺席することの方がむしろ客觀的であるという事實である。

(2) 藤森中學の曙間と第一群の鳥丸中學の夜間を比較すると、90%以上の出席率の絶對數は

第六表 中學晝間、精薄、夜間學級出席率比較 (京都市教委資料による研究者整理)

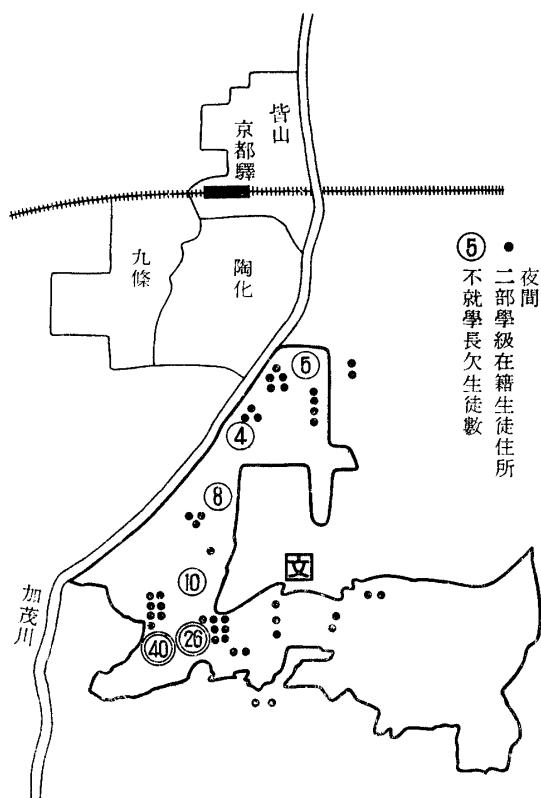
人 文 學 報	夜間 二部學級	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	27年度	77.3	74.8	77.9	75.4	72.9	70.7	68.0	70.0	67.7	66.6	71.1	72.1
	28年度 同	75.3 〔79.07〕	75.7 75.23	76.8 76.13	75.6 75.44	73.4 73.81	73.5 73.29	79.4 71.97	70.2 71.36	71.9 /	72.8 /	78.0 /	74.8 〔M=73.70〕 二部研究會資料
	精薄學級 28年度	89.4	89.6	89.1	91.1	88.0	90.1	92.2	90.6	89.5	87.2	87.0	90.3
	晝間學級 28年度	95.2	94.6	94.4	94.9	94.7	94.7	94.2	94.5	93.8	94.1	94.8	94.5



以上の出席率の低さ、缺席率の高さは、夜間中學の低調を意味するものではなく、その積極的管理の必要を促すものであつて、夜間中學こそは、社會の底に沈澱する闇の生徒が社會に浮き上る唯一の浮標であり、補助梯子であり、大陸棚であり、燈臺である。教育行政關係者は、本研究を監査資料とせられず、指導資料とせられる様、切望する。

夜間中學の性格は、極めて變動的であり、且つ地域の特殊性に左右され

る事が多いので出席率80%以上のものを第一群、70%以上のものを第二群、70%以下のものを第三群として、第七表の如く、整理し、地域の特殊性を考慮し、併せて中間値として第一群より烏丸中學（家内勞働たる賃織西陣を背後にもつ）、第二群より藤森中學（一般零細地區）、第三群より皆山中學（人口6,000の小數者社會集團の未解放地區を含む）を撰んで特に、年間の生徒個人別缺席率を調査し、更にこれが度數分布を第八表の如く作成した。



第二図 藤森中学区（二八年五月）

以上の調査によつて知り得た事實は、出席率が學校によつては月により大きな偏差（最大94.0、最小50.0）のあること、年令超過者が相當數（73名/130名中）を占めていること、在籍者分布が三年に偏在している事、（三年218名、二年132名、一年65名、計415名、昭和28年全市）、零細企業、或ひは手傳、見習、配達に從事するか、家業勞働として留守居、子守、炊事を擔當しており、收入のない者も相當あるが、收入ある者の最瀕値は月三千圓程度であること。仕事の轉職55.5%（126名/227名中）に及んでいること。就寝起床時について、午前3時就寝、正午起床の遊樂街のもの、或ひは午前4時起床午前11時就寝、午後4時起床、午後11時就寝という一日二回就寝の魚市場勤務のものも見出されたが、大部分は普通と變らないものが多かつたこと。生活保護を受ける者は地域によつて異なるが、全市に於て30.5%（96名/315名中、昭28年）であるが、その他の者も、殆んどボーダーライン家庭であること。家庭についての懶みは女子に多く、男子は仕事や將來に懶んでおり、家庭の平均人員は約6人で一般的に多いが、老父と兒童1名、或ひは祖父と孫の如き淋しき家庭、養子、養女、住込、或ひは缺損のものも可成見られたこと等であつた。

以上の如き調査事實によつて、更に探求を深めたいと思うに至つた事項は、夜間中學生の缺席率の高さと、缺席をもたらす原因としての貧困の問題であつた。本研究は主として、缺席率についての研究であつて、貧困問題の研究にまでは及んでいない。

### III. 夜間中學生の缺席率について

文部省の長缺の解釋によれば、4月—10月、断續、連續五十日を以て調査されている。これを引延して年間80日即ち授業日數の $\frac{1}{3}$ として考える時は、これは出席率67%にあたる。京都市に於ける夜間中學の出席率は年間平均75%—72%であつて、特例としては、67%をすら下廻る長缺學校すら發見される。これは書問學級の94.5%，精薄學級90.3%と比較して著しく吾々の注意をひく事態である。

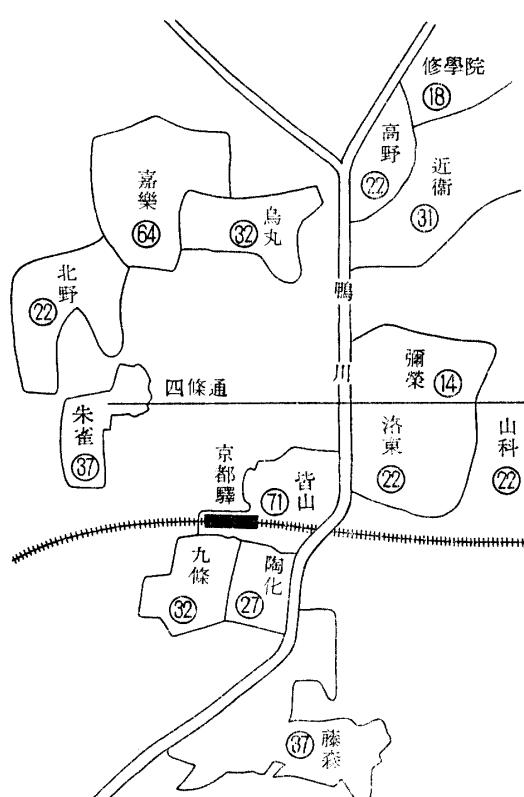
第四表 中學區別不就學長缺生徒數並夜間中學收容數對比表

人 文 學 報	中學區	不就學長 缺生徒數 (28. 5. 31)	二 部 級	收 容 數 (28. 5. 31)	中學區	不就學長 缺生徒數 (28. 5. 31)	二 部 級	收 容 數 (28. 5. 31)
	山 科	15	山科中	22	陶 化	57	陶化中	27
	鳥 丸	42	鳥丸中	32	伏 見	34	藤 森	31
上 京	25			加 茂 川 2 旭 ケ 丘 2 鳥 丸 25 ソノ他 3	森	153	深 草	3
	旭 ケ 丘	34	嘉 樂 中	64	深 草	49	ソノ他	3
嘉 樂	17			滋 野 3 上 京 3 旭 ケ 4 嘉 樂 31	洛 東	63	輪	15
二 條	25			二 衣 篓 7	月	20	輪	6
衣 篓	43			笠 16	ソノ他			1
	北 野	48	北野中	22	彌 荘	59	彌 荘 中	14
				西 京 2 北 野 17 滋 野 2 ソノ他 1	(29. 1. 31現在)			
	蜂 ケ 囲	47	朱雀中	37	銅 駒	12	近 喬	31
朱 雀	67			原 3 四 條 23 朱 雀 1 西 京 1 ソノ他 55	駒 崎	21	衛 崎	13
	皆 山	40	皆山中	71	皆 山	67	鷺 崎	7
				ソノ他 4		37	ソノ他	3
	九 條 南	24	九條中	32	高 野	48	高 野 中	22
	洛 南	21		八 條 4 九 條 16 洛 南 8 ソノ他 4				
					修 學 院	4	修 學 院 中	18

第五表 藤森地區不就學長缺兒童

(昭和28年5月31日)

所在 地	狩賀 町	加賀 屋敷	醍醐 田	七瀬 川	向河 原町	中森 吉町	ソノ 他	所在 不明 轉居等	計	
不就 學	14	名	7	4	1	2	1	16	10	55
長缺	26	19	6	7	2	4	10	23		97
計	40	26	10	8	4	5	26	33		152



第一  
夜  
間  
中  
學  
現  
在  
都  
市  
○  
徒  
印  
八  
生  
徒  
數  
二  
八  
•

23年入學	11名
24	51
25	32
26	14
27	21
28	23
計	152名

三中學，並びに昭28年4月尼ヶ崎市小田南中學の155名に實施したものと，昭29年9月上旬に京都全市14中學（289名）に實施したものと二回であり，いづれも悉皆調査である。昭27年度の第一回調査は，生徒の學業，勞働，生活，並びに家庭の調査を行つた。本調査の質問紙形式は「人文」第三號に發表した。

第二回調査は就學狀況，生活，家庭，消費欲求，貧困意識及該要因，友人關係等である。本調査の集計は完成していないので，その報告は後日發表の機會にまちたい。以上二回の調査に伴つて，隨時，直接調査を行つた。缺席率調査は藤森，鳥丸，皆山中に，ケース・スタディ（事例研究）は藤森中學に集中したが，社會還境調査については，兒童相談所並びに民生安定所を訪問して，兒意福祉司及び社會福祉主事の協力を得て，併せて一部，家庭訪問を行つた。

### (3) 京都市に於ける夜間中學一般

京都市に於ける夜間中學は14校あり，その布置は全市に般つて極めて計畫的に配置されており，學級經營狀況も，特別カリキュラムの設定，或ひは全市生徒絡連協議會（文化祭或ひは球技大會の實施）を持ち，29年11月には全國にさきがけて全國中學校夜間部教育研究協議會を開催する等，極めて獨創的である。昭和29年9月に於ける生徒在籍總數は448名であり，最大の學級は71名，最小の學級15名，平均32名である。東京都足立四中の228名（28年度）神戸市丸山中學校の145名（29年度）の巨大と比較しても無理のない數字である。

第三表 京都市中學長缺，全缺事情及夜間學級收容狀況

（京都市教育委員會調査計理課資料による研究者整理）

26年度	(26年4月—10月) 2,261名 文部省報告	二部（夜間學級）收容生徒數	
		[26. 9. 30.] 547名	[27. 1. 31.] 569名
27年度年間長缺者 2,538名 (50日斷續連續) [27. 4. 1.—28. 3. 31.]	(27年4月—10月) 1,732名 文部省報告	[27. 5. 31.]	[28. 1. 31.]
28年度年間長缺者 2,320名 [28. 4. 1.—29. 3. 31.]	(28年4月—5. 31) 1,204名 (28年4. 1—29年2. 28) [全缺者 758名]	[28. 5. 31.] 415名 [29. 1. 31.] 503名	
29年度年間長缺者 現在集計中	(29年4. 1—5. 31) 長缺者 1,016名	[29. 5. 31.] 421名 [29. 9. 10.] 448名	

京都市に於ける不就學長缺事情は第三表の通りであり，夜間中學による吸收は $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{2}$ に止まるが，夜間中學在籍は年令超過者が約半數を占めている實情から，長缺吸收度は上表の數字を遙かに下まわつているものと考えられ，夜間中學の設置をもつても吸收されざるもののが，尙約1,000名は存在しているのではないかと推定される。特に夜間中學の設置されていない學區或ひは未解放地區を含む地域に於ては，この事は甚しく，或る地域に於ては，數年に般つて152名が不就學者層として，沈澱しつつある狀態も見られ，憂慮すべきことである。

付設せられて行われている補習學級形式のものを加えるならば、以上の數字を上まわるものとなろう。

(研究者が或る夜間中學を訪問した時、私の質問に答えた一夜間中學生は、「私達が一番つらく思つてゐるのは、私達は闇の生徒と云われることです」と訴えた。闇夜を明るい電燈のとぼる夜學に通學しているから、先生が笑談に言つてるのでしようと思つたことがある。)

文  
學  
報

第一表 全國夜間中學設置狀況

府 縣 名	東京	神奈川	千葉	愛知	三重	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	岡山	廣島	鳥取	福岡	計
文部省調査 (28.12.1)	5	12	—	2	—	14	3	16	3	8	—	3	—	5	71
京都市二部學級研究會調査 (29.11.1)	6	12	1	2	1	14	3	19	3	8	1	3	1	6	80

第二表 全國夜間中學年度別開設校別

開設年度	學 校 數	(開設ノ主要府縣)
昭23年	1校	兵庫，駒ヶ林中（24年2月10日開設）
24年	2校	兵庫。
25年	29校	京都，神奈川，大阪，廣島，奈良。
26年	43校	福岡，東京。
27年	58校	愛知，和歌山。
28年	71校	
29年	(80校)	

## II. 京都市に於ける夜間中學一般並に研究者のとつた研究調査方法

### (1) 資 料

A. 京都市立中學校二部學級研究會作成資料として次のものがある。

1. 京都市立中學校夜間部教育の研究（昭和29年度）
2. 二部學級の教育——その實態と今後のあり方（昭和28年度）
3. 二部學級の實態と教育（昭和26年度）
4. 文集『夜の窓』（昭和29.4.8）——二部學級生徒連絡協議會
5. 二部學級一ヶ年の歩み（昭和25年度）
6. 二部學級教育研究資料カリキュラム案（昭和27年度）

### B. そ の 他

1. 本市に於ける中學校教育の一つの在り方——二部學級の場合（九條中學今北初太郎）昭和27年
2. 二部學級（夜間）に對する見解と報道。朱雀中學，岡本武雄（昭和28年7月10日）
3. 二部學級實態調査。京都市教育委員會（昭和28年5月31日）
4. 二部教育（1952・3）京都市立洛東中學校
5. 本校に於ける二部學級に就いて（昭和27年11月）京都市立藤森中學校

### (2) 研究者のとつた調査方法

研究者の調査は昭和26年度の京都市教育委員會資料の閲讀から初まり、學校訪問は京都全市14校，尼ヶ崎市，廣島市，東京都に般り，照會及び事情聽取は大阪市，奈良市，神戶市，高知縣，香川縣，德島縣に般つている。質問紙による一齊調査は昭27年11月，藤森，嘉樂，洛東の

# 夜間中學生の缺席率を手がかりとする 不就學長缺問題の一分析

—學校社會事業的方法の必要—

寺 本 喜 一

- I. 不就學對策としてとられた夜間中學
- II. 京都市に於ける夜間中學一般並に研究者のとつた研究調査方法
- III. 夜間中學生の缺席率について
  - ① 出席率Aグループに屬する生徒
  - ② 曇間生に於ける出席率90%以下の生徒
  - ③ 出席率Bグループに屬する生徒
- IV. 夜間中學を強化するための一私案
  - ① 特殊補習學級としての法制化
  - ② 家庭訪問教師（學校社會福祉主事）の設置

本研究については本學講師高橋雅春氏、（特に心理學的素質検査は氏の御力によつたものを拜借したのである）並に京都市立中學校二部學級研究會の諸先生及び藤森中學校の梶嘉一郎氏の協力をうけた所が大である。

## I. 不就學對策としてとられた夜間中學

### 資 料

1. 夜間に授業を行う學級をもつ中學校に関する調査報告書、第一部——學校ならびに生徒の實態（昭28年12月1日現在）——文部省初等中等教育局、中央青少年問題協議會
2. 二部學級の教育——その實態と今後のあり方（昭28年度）京都市立中學校二部學級研究會
3. 不就學對策の一環として見たる夜間特殊學級の經營——尼崎市立小田南中學校（昭和29年3月）
4. 夜間特別學級の經營を中心とする不就學問題研究協議會資料——尼崎市立小田南中學校（昭28年2月）
5. 夜間學級經營概要——東京都足立區立第四中學校第二部——（昭28年1月）
6. 第二部學級の概要と實態——廣島市立二葉中學校第二部（昭28年度）

夜間中學は義務教育を行う非公認の中學二部制である。それは不就學問題を解決する方策として、學校長の決意、就學獎勵委員會の決議、或ひは市教育委員會の決斷によつて、自然發生的に或ひはそれに近い形をもつて發生した。昭和24年2月10日、神戸市駒ヶ林中學校の發生を最初として、昭和25年には京都、神奈川、大阪、廣島、奈良に起り、昭和26年には福岡、東京、昭和27年には愛知、和歌山に起り、現在、80校（京都市二部學級研究會29年11月1日調査）に及び、28年12月1日の文部省調査の71校を上まわつている。更に非公認形式のために、一度發生した後に於て、自然消滅したもの（京都、大阪等に實例あり）或ひは小學校もしくは公民館などに